

令和 2 年 2 月 28 日  
九州管区行政評価局

## 後期高齢者医療制度における周知の改善へ

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する九州厚生局の回答 —

総務省九州管区行政評価局(局長 <sup>まんだに まさと</sup> 萬谷 優人)は、「健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に新たに加える際、一時的であったとしても、その被扶養者が医療費を全額自己負担するおそれが生じないよう、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続が必要になることをもっと分かりやすく周知してほしい。」との行政相談を受け、令和 2 年 1 月 22 日、厚生労働省九州厚生局に対し、行政苦情救済推進会議(座長 <sup>いしもり ひさひろ</sup> 石森 久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)の意見を踏まえたあっせんを行いました。

当局のあっせんに対し、令和 2 年 2 月 26 日、厚生労働省九州厚生局から、i)後期高齢者医療被保険者証送付時の案内書類により、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続が必要となることに関する周知を行うこと等について、管内の各県を通じ、管内の後期高齢者医療広域連合及び市町村に対して、文書により助言を行うとともに、ii)今後、周知方法を工夫している例を収集し、管内の後期高齢者医療広域連合及び市町村に対して情報提供を行うこととしたとの回答がありました。

### 本件照会先

総務省九州管区行政評価局 総務行政相談部  
首席行政相談官 右田 哲夫  
電話 : 092-431-7136 (直通)  
メール : ksy32@soumu. go. jp

## <事案の概要>

### 行政相談の内容

会社勤めをしている夫(健康保険の被保険者)が75歳になる約1か月前に、福岡県後期高齢者医療広域連合から夫の後期高齢者医療被保険者証が送られてきた。郵便物を確認したが、妻である私(健康保険の被扶養者)の被保険者証は同封されておらず、被保険者証とともに送られてきた書類の記載を見ても手続きが必要かどうか分からなかった。福岡県後期高齢者医療広域連合に直接問い合わせたところ、健康保険の被扶養者自身が75歳に到達していない場合、国民健康保険への加入手続き等を行わなければ、一時的に医療費が全額自己負担となるおそれがあるとのことであった。

健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に新たに加入する際、一時的であったとしても、その被扶養者が医療費を全額自己負担するおそれが生じないように、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続きが必要になることをもっと分かりやすく周知してほしい。

### 制度の概要

被用者保険の被保険者(75歳到達) → 後期高齢者医療制度に加入(被用者保険の資格喪失)

被用者保険の被扶養者(75歳未満) → 被保険者の資格喪失に伴い、被用者保険を脱退

→ **被扶養者は、新たに医療保険制度への加入手続きが必要**

(後期高齢者医療制度には被扶養者の概念がないため、同制度への加入不可)

⇒ 手続きを行わなかった又は遅れた場合……

新しい被保険者証の交付が受けられず、一時的に医療費が全額自己負担となるおそれ

### 当局の調査結果

九州3県(福岡県、佐賀県及び長崎県)の後期高齢者医療広域連合及び市を調査したところ……

- ① 後期高齢者医療被保険者証送付時に同封している案内書類により、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続きが必要となる旨の周知を図っているケース、いないケースなど対応は様々
- ② 調査した関係機関からは、
  - ・ 後期高齢者医療被保険者証とともに被保険者に送付しているチラシは、文字ばかりで見づらいこともあり、内容の見直しが必要
  - ・ 各市町村の実情(人口規模等)に合った方法で周知を行う必要ありといった意見も

## 行政苦情救済推進会議の意見

- 1 本事案のように、被用者保険の被保険者等が後期高齢者医療制度に加入することにより他の医療保険制度への加入手続が必要となる被扶養者のうち、手続の漏れや遅れにより、一時的に医療費が全額自己負担となるおそれがある者は、潜在的には少なからず存在すると思われる。このような被扶養者の医療保険制度の加入手続に漏れや遅れが生じることのないよう、しっかり周知を行う必要がある。
- 2 一部の後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療被保険者証の送付時に同封しているパンフレットやチラシにおいて、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続が必要となる旨記載し周知を行っているが、その他の情報量が多く分かりづらい。被扶養者に係る周知事項を1枚にまとめて記載した方が、より分かりやすくなると考えられる。

## 当局のあっせん

- 1 後期高齢者医療被保険者証送付時の案内書類による周知は、後期高齢者医療制度の被保険者等が直接手にする機会を確保するという点で効果的であると考えられることから、管内の後期高齢者医療広域連合及び市町村に対し、後期高齢者医療被保険者証送付時の案内書類により、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続が必要となることに関する周知を行うことについて、助言等を行うこと。  
また、その際、既に後期高齢者医療被保険者証送付時の案内書類により周知を行っている後期高齢者医療広域連合及び市町村を含め、本事案のように、周知内容が後期高齢者医療制度の被保険者等に理解されていない状況があることを踏まえ、例えば、被扶養者に係る周知の内容を他の情報と分離し1枚にまとめるなど、より簡潔で分かりやすく周知を行うことについても助言等を行うこと。
- 2 被扶養者に係る周知の方法を工夫している例(対面での説明、説明会の実施、案内書類やホームページの記載等)を収集し、管内の後期高齢者医療広域連合及び市町村に対し、情報提供を行うこと。

## 九州厚生局の回答

- 1 あっせんの1については、あっせん内容に沿って、管内の各県を通じ、管内の後期高齢者医療広域連合及び市町村に対して、文書により助言を行う。
- 2 あっせんの2については、九州厚生局において、今後、周知方法を工夫している後期高齢者医療広域連合及び市町村の例を収集し、管内の後期高齢者医療広域連合及び市町村に対して情報提供を行う。

### 【行政苦情救済推進会議とは】

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情の救済を推進するために設置。以下の方々で構成

(座長) 石森 久広 (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)

(委員) 久留 百合子 (消費生活アドバイザー)

三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)

高木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)

戸江 千枝 (税理士)

坂井 政美 (株式会社西日本新聞社論説委員長)

三浦 邦俊 (弁護士)